

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
当日起ると翌日)

目次

◆規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(〃)

規則

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県規則第一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を
次のように改正する。

別表第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同表第三十八号の三から
第三十八号の七までの規定中「二万三千円」を「二万五千円」に改め、同
表第七十九号中「五万六千円」を「六万四千円」に改め、同表第八十号中
「五万二千円」を「五万九千円」に改め、同表第九十五号の二中「一万五
千円」を「六万千円」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中
「三千五百円」を「五千五百円」に改め、同表第九十五号の五中「一万三
千円」を「四万三千円」に改め、同表第一百三十五号中「一円」を「一
千円」に、「二万円」を「三万三千円」に改め、同表第一百三十六号中「三
千円」を「二千三百円」に、「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第
一百四十一号の二及び第一百四十一号の三中「六百円」を「七百円」に改め、
同表第一百四十一号の四中「八百円」を「千百円」に改め、同表第一百四十一
号の五中「二千七百円」を「三千四百円」に改め、同表第一百四十一号の六
及び第一百四十一号の七中「六百円」を「九百円」に改め、同表第一百五十五
号中「六百円」を「七百円」に改め、同表第一百五十六号中「千二百円」を
「千四百円」に改め、同表第一百五十七号中「一万円」を「一万千円」に改
め、同表第一百五十八号中「六百円」を「七百円」に改め、同表第一百五十九
号中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第一百六十号中「五千円」を
「五千五百円」に改め、同表第一百六十一号中「六百円」を「七百円」に改
め、同表第一百六十二号中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第一百六
十二号の三中「六百円」を「七百円」に改め、同表第一百六十三号中「千二
百円」を「千四百円」に改め、同表第一百六十三号の六中「五千六百円」を「六千
円」に改め、同表第一百六十三号の五中「三千六百円」を「六千円」に改め、

四百円」に改め、同表第百六十三号の七中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表第百六十三号の八中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表第百六十三号の九中「一万九千円」を「一万三千円」に、「三千三百円」を「三千九百円」に、「二千八百円」を「三千三百円」に、「二千円」を「二千四百円」に、「三千二百円」を「三千八百円」に改め、同表第百八十七号中「五万円」を「七万円」に、「二万円」を「三万円」に改め、同表第百八十七号の二中「二万円」を「三万円」に改め、同表第百八十九号から第百九十三号の三までの規定中「九万円」を「十万円」に改め、同表第百九十四号中「一万五千円」を「二万円」に改め、同表第百九十四号の四中「五千円」を「五千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第百三十五号、第百三十六号、第百四十一号の二、第百四十一号の三及び第百九十四号の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を

次のように改正する。

別表第一第一号中(60)を(40)とし、(50)の次に次のように加える。

(60) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第七十五条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。